

青森県国民健康保険給付内容一覧表

平成29年4月1日

青森県国保連合会

1. 給付の割合

区分		給付割合	区分		給付割合
国保一般被保険者		7割	70歳から74歳の方 (高齢受給者証提示者)	一般 誕生日が昭和19年4月1日までの方 ※1	8割
国保退職被保険者等 (法別番号「67」)	本人	7割		誕生日が昭和19年4月2日以降の方 ※2	
	被扶養者		現役並み所得者	7割	
義務教育就学前の子ども		8割	※1 引き続き1割相当額が指定公費負担医療費として国保連合会から支払われますので、実質9割になります。レセプトの給付割合欄には、法定給付割合である「8割」と記載願います。 ※2 70歳の誕生日の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)から8割になります。		

◎被保険者証等の色調

証の種類	国保被保険者証(一般・退職者)		国保被保険者資格証明書※	国保特定疾病療養受療証
	平成29年9月30日まで	平成29年10月1日～平成30年9月30日		
色調	桃色	薄橙色 <small>うすだいだいいろ</small>	黄色	銀鼠色 <small>ぎんねずいろ</small>

※「国保被保険者資格証明書」での受診による診療費用は、全額患者負担となります。

2. 医療費助成事業(法定外現物給付)

助成事業名	提示資格証名等
乳児医療 10割給付	乳児十割受給資格証
妊産婦医療 10割給付(外来のみ)	妊産婦十割給付資格証
重度心身障害者医療費助成制度(法別番号「80」)	重度心身障害者医療費受給者証
乳幼児等医療費助成事業(法別番号「81」)	乳幼児等医療費受給資格証 ※実施市町村によって対象者の年齢が異なります。
ひとり親家庭等医療費助成事業(法別番号「82」)	ひとり親家庭等医療費受給資格証

(注) 医療費助成事業は市町村によって内容が異なる場合がありますのでご注意願います。

3. 国保(後期高齢者医療を含む)診療報酬請求書(県外分を含む)の照会及び送付先

〒030-0801 青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル3階 TEL 017-723-1336(代表)
青森県国民健康保険団体連合会・審査課

レセプトは「毎月10日」までに提出してください。

但し、「10日」が { ○休日(日曜日・祝日)の場合は、その翌日 } ~月曜日が休日の場合は、その翌日
{ ○土曜日の場合は、その翌々日 }

※オンライン請求分については、土曜日・日曜日・祝日にかかわらず「毎月10日」までに送信して下さるようお願いいたします。

被保険者証及び資格証・認定証等の記載内容を十分ご確認ください。

第三者行為事案の発見のため、交通事故等の保険診療をしたときは、患者さんには市役所・町村役場への**届出の勧奨**を、レセプトには「**10・第三**」と「**事故分点数**」の記載をお願いします。